

韓国の消費者政策の概要

日本女子大学 細川幸一

日本では消費者保護基本法が 1968 年に制定され、消費者政策の基本法として機能してきた。しかし、消費者の権利規定や取引の適正化に関する条文がないことから消費者団体や研究者等から改正の要望があり、ようやく 2004 年になって改正され、それらが盛り込まれるとともに名称も消費者基本法に改名された。韓国ではこうした日本の状況を参考にしながらも日本より優れた法制度を実現してきており、日本の今後の消費者法制を考える上でも参考になる点が多い。とくに 1988 年開催のソウルオリンピック前後の民主化促進時代と、1990 年代後半の経済危機（IMF 時代）における規制改革以降、消費者政策が急速に進展し、韓国が日本を学んできた時代から、日本が韓国を学ぶ時代へと変化してきているといえるような政策も見られる。

韓国では、1980 年に「消費者保護法」が制定された。同法は日本の消費者保護基本法類似的な法律であったが、1986 年に大改正され、7 つの消費者の権利を明示（のちに 8 つの権利を明示）するとともに、その権利擁護の責務が国等にあることを宣言した上で消費者政策の実施機関として、韓国消費者保護院（公益法人）を設置し、同院内に消費者紛争調停委員会を置くことを定めた。その後何回かの改正を経て後の 2006 年 9 月 27 日に再び大改正が行なわれ、名称も「消費者基本法」に変えられ、消費者を保護の対象から、市場経済の主体として捉え直し、消費者の権益増進と消費生活の向上を目指す政策への転換が目指された（07 年 3 月 28 日施行。団体訴訟制度のみ 08 年 1 月 1 日）。韓国消費者保護院(Korea Consumer Protection Board)も韓国消費者院(Korea Consumer Agency)に名称変更された。消費者政策の基本施策を定めるための消費者政策会議が設置され、そこでの審議・決議を経て財政経済部長官（大臣）が消費者政策に関する基本計画を 3 年ごとに樹立すると定めた。消費者政策の推進は、総合的企画立案及び消費者の安全に関わる施策は財政経済部が、取引に関わる施策は公取委が担う体制としたが、2008 年 2 月 29 日に同法が一部改正され、すべての権限が公取委に一本化された。

韓国における消費者政策の実施は、1986 年以降、消費者政策は経済企画院（現・財政経済部に相当）とその下に置かれた韓国消費者保護院（現・韓国消費者院）を中心に行われてきたが、次第に公正取引委員会の消費者政策分野における機能強化が進んだ。1996 年には同委員会に表示広告課・約款審査課を中心とする「消費者局」が新設された。「消費者局」は約款規制法（1986 年、以降改正）、1999 年には新しく制定された「表示・広告の公正化に関する法律」を所管し、産業資源部から「訪問販売法」、「割賦取引法」を移管され、2000 年には電子取引保護課を新設して「電子商取引消費者保護法」の制定に主導的な役割を果たした。「消費者基本法」により韓国消費者院は財政経済部から公取委の傘下の公益法人へと移行した。

「消費者基本法」は消費者政策の遂行にあたっては、「消費者政策委員会」（委員は中央行政機関の長、韓国消費者院の院長、学識経験者、消費者代表、経済界代表により構成し、25 名以内）を最高機関として位置付け、公正取引委員会が同委員会の審議を経て、3 年ごとの消費者政策基本計画を策定することとした（同 21 条）。消費者の安全については、特に子ども、高齢者及び障害者などを「安全脆弱階層」として優先的に保護することを明ら

かにし（同 45 条）、韓国消費者院内に消費者安全センターを設置することを定めた（同 51 条）。

消費者団体については従来、大統領令に基づく登録制を取り、一定の活動規制を行なうとともに、登録した団体を財政支援するという方針が取られていたが、現在は公正取引委員会の要件審査により登録ができることとし、補助金が支給されている。2006 年の消費者基本法は、団体訴訟制度（同 70 条）を定め、同法 20 条「消費者の権益増進関連基準の遵守」に違反して消費者の生命・身体または財産に対する権益を直接的に侵害し、その侵害が続く場合の消費者権益侵害行為に対する消費者団体等の民事上の差止請求権を明示した。ただし、日本の団体訴訟制度が厳格な適格審査を行ない、「適格消費者団体」にのみ訴権を付与しているのに比べ、韓国では公正取引委員会に登録した消費者団体や法律で定める経済団体及び N P O にも訴権を付与しているのが特徴である。

韓国消費者院では消費者の苦情の申し出を受け、被害救済のための院長によるあっせんを行い、申し出から 30 日以内に院長による被害補償に関する合意勧告を行う。それでも、紛争が解決しない場合は、消費者紛争調停委員会が紛争を解決する。消費者紛争調停委員会は委員長 1 名を含む 50 名以内の委員で構成され、委員長を含む 2 人は常任である。実際の審議は委員長、常任委員および委員長が会議ごとに指名する 5 名以上 9 名以下の委員で行なう。紛争調停は原則 30 日以内に終えなければならない。そこでの紛争解決のために大統領令によって「消費者紛争解決基準」が定められ（同 16 条 2 項）、紛争当事者の間に紛争解決方法に関し別途の意思表示がない場合には紛争解決のための合意または勧告の基準として活用されている。調停案の受諾は任意であるが、調停が成立すると裁判上の和解と同様の効力を持ち、裁判所による強制執行が可能となる。

さらに消費者紛争調停委員会による調停の特例として、集団紛争調停の手続き規定を設けた（同 68 条）。国、自治体、韓国消費者院、消費者団体、事業者は、被害が多数の消費者に同様にあるいは類似した類型で多数発生する場合で、大統領令が定める事案（50 名以上の消費者に発生した場合等）に対しては、同調停委員会が一括的な紛争調停ができるとするもので、手続きの開始を一定期間公告し、申し出た者を調停に参加させることができる。消費者の被害救済を国家の役割であると位置づけて、韓国消費者院ならびに同院内の消費者紛争調停委員会が積極的なあっせん解決、調停を行なっているといえる。

また、公正取引委員会に登録した消費者団体の協議体は消費者の不満及び被害を処理するために自律的紛争調停ができると定められている（同 31 条）。これは消費者団体が行なっている消費者苦情処理に法的な位置付けを与えるもので、韓国の消費者団体の運動によって勝ち取った制度といえる（ただし、裁判上の和解と同等の効力を与えるとの規定は自律的紛争調停には定められていない）。日本では国民生活センターや消費生活センターの相談業務の充実とともに消費者団体による苦情処理機能が低下しているといえるが、韓国では苦情処理を行なうことが消費者団体の存在意義の源であるという認識が強い。

韓国「消費者基本法」（全訳）

[一部改訂 2008.2.29. 法律第 8852 号]

訳 日本女子大学家政学部准教授 細川 幸一
一橋大学客員研究員（韓国消費者院派遣） 李 種 仁

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は消費者の権益を増進するために消費者の権利と責務、国家・地方自治体及び事業者の責務、消費者団体の役目及び自由市場経済で消費者と事業者の間の関係を規定すると同時に消費者政策の総合的推進のための基本的な事項を規定することにより消費生活の向上と国民経済の発展に貢献することを目的にする。

第2条（定義）

この法律で使用する用語の定義は次のとおりである。

- 1."消費者"とは事業者が提供する物品または用役(施設物を含む)を消費生活のために使用(利用を含む)する者または生産活動のために使う者として大統領令が定める者を言う。
- 2."事業者"とは物品を製造(加工または包装を含む)・輸入・販売する、あるいは用役を提供する者を言う。
- 3."消費者団体"とは消費者の権益を増進するために消費者が組織した団体を言う。
- 4."事業者団体"とは 2 以上の事業者が共同の利益を増進する目的で組織した団体を言う。

第3条（他の法律との関係）

消費者の権益に関して他の法律で特別な規定を置いている場合を除きこの法律を適用する。

第2章 消費者の権利と責務

第4条（消費者の基本的権利）

消費者は以下の基本的権利を持つ。

- 1.物品または用役(以下 "物品等"という)による生命・身体または財産に対する危害から保護を受ける権利
- 2.物品等を選択する際に必要な知識及び情報の提供を受ける権利
- 3.物品等を使う際に取引相手・購入場所・価格及び取引条件などを自由に選択する権利
- 4.消費生活に影響を与える国家及び地方自治体の政策と事業者の事業活動などに対して意見を反映させる権利
- 5.物品等の使用によって被った被害に対して迅速・公正な手続きによって適切な補償を受ける権利
- 6.合理的な消費生活のために必要な教育を受ける権利
- 7.消費者自らの権益を増進するために団体を組織し、活動する権利
- 8.安全で快適な消費生活環境で消費する権利

第5条（消費者の責務）

①消費者は事業者などとともに自由市場経済の主体であることを認識して物品等を正しく選択して、第4条の規定による消費者の基本的権利を正当に行使しなければならない。

②消費者は自らの権益を増進するために必要な知識と情報を習得するように努力しなければならない。

③消費者は自主的で合理的な行動と資源節約的かつ環境親和的な消費生活をすることで消費生活の向上と国民経済の発展に積極的な役目を果たさなければならない。

第3章 国家・地方自治体及び事業者の責務

第1節 国家及び地方自治体の責務など

第6条（国家及び地方自治体の責務）

国家及び地方自治体は第4条の規定による消費者の基本的権利を実現するために以下の責務を負う。

- 1.関係法令及び条例の制定及び改訂・廃止
- 2.必要な行政組織の整備及び運営改善
- 3.必要な施策の樹立及び実施
- 4.消費者の健全で自主的な組織活動の支援・育成

第7条（地方行政組織に対する支援）

国家は地方自治体の消費者権益に係わる行政組織の設置・運営などに関して大統領令が定めるところによって必要な支援ができる。

第8条（危害の防止）

①国家は事業者が消費者に提供する物品等による消費者の生命・身体または財産に対する危害を防止するために以下の事項に関して事業者が守らなければならない基準を決めなければならない。

- 1.物品等の成分・含量・構造など安全に関する重要な事項
- 2.物品等を使う時の指示事項や警告などを表示する内容と方法
- 3.その他危害防止のために必要だと認められる事項

②中央行政機関の長は第1項の規定によって国家が定めた基準を事業者が順守しているか否かを定期的に試験・検査または調査しなければならない。

第9条（計量及び規格の適正化）

①国家及び地方自治体は消費者が事業者との取引において計量によって損害を被らないように物品等の計量に関して必要な施策を講じなければならない。

②国家及び地方自治体は物品等の品質改善及び消費生活の向上のために物品等の規格を決めてこれを普及するための施策を講じなければならない。

第10条（表示の基準）

国家は消費者が事業者との取引において表示や包装などによって物品等を誤って選択したり又は使用することがないように、物品等に対して以下の事項に関する表示基準を定めなければならない。

- 1.商品名・用途・成分・材質・性能・規格・価格・用量・許可番号及び用役の内容
- 2.物品等を製造・輸入または販売、提供した事業者の名称(住所及び電話番号を含む)及び物品の原産地
- 3.使用方法、使用・保管する時の注意事項及び警告事項
- 4.製造年月、品質保証期間または、食品や医薬品など流通过程で変質されやすい物品の消費期限
- 5.表示の大きさ・位置及び方法
- 6.物品等に対する不満や消費者被害がある場合の苦情受け部門(住所及び電話番号を含

む) 及び処理方法

第 11 条（広告の基準）

国家は物品等の誤った消費または過剰な消費によって発生する可能性がある消費者の生命・身体または財産に対する危害を防止するため、以下のいずれかに該当する場合には広告の内容及び方法に関する基準を決めなければならない。

1. 用途・成分・性能・規格または原産地などを広告する際に、許可または公認された内容により広告を制限する必要がある、あるいは特定の内容を消費者に必ず知らせる必要がある場合
2. 消費者が誤解する恐れがある特定用語または特定表現の使用を制限する必要がある場合
3. 広告の媒体または時間帯に対して制限が必要な場合

第 12 条（取引の適正化）

- ① 国家は事業者の不公正な取引条件や取引方法によって消費者が不当な被害を被らないように必要な施策を樹立・実施しなければならない。
- ② 国家は消費者の合理的な選択を妨害して消費者に損害を与える恐れがあると認められる事業者の不当な行為を指定・告示することができる。
- ③ 国家及び地方自治体は約款による取引及び訪問販売・ねずみ講式販売・割賦販売・通信販売・電子取引など特殊な形態の取引に対しては消費者の権益のために必要な施策を講じなければならない。

第 13 条（消費者への情報提供）

- ① 国家及び地方自治体は消費者の基本的な権利が実現するように消費者の権益に係わる主要施策及び主要決定事項を消費者に知らせなければならない。
- ② 国家及び地方自治体は消費者が物品等を合理的に選択できるようにするために物品等の取引条件・取引方法・品質・安全性及び環境性などに係わる事業者の情報が消費者に提供されるように必要な施策を講じなければならない。

第 14 条（消費者の能力向上）

- ① 国家及び地方自治体は消費者の正しい権利行使を導いて、物品等に係わる判断能力を高め、消費者が自分の選択に責任を負うことができる消費生活に必要な教育をしなければならない。
- ② 国家及び地方自治体は経済及び社会の発展に伴う消費者の能力向上のためのプログラムを開発しなければならない。
- ③ 国家及び地方自治体は消費者教育と学校教育・生涯教育を連携して教育的効果を高めるための施策を樹立・施行しなければならない。
- ④ 国家及び地方自治体は消費者の能力を効果的に向上させるため、「放送法」による放送事業を行うことができる。
- ⑤ 第 1 項の規定による消費者教育の方法などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 15 条（個人情報の保護）

- ① 国家及び地方自治体は消費者が事業者との取引で個人情報の紛失・盗難・漏出・変造または毀損によって不当な被害を被らないように必要な施策を講じなければならない。
- ② 国家は第 1 項の規定による消費者の個人情報の保護するための基準を決めなければならない。

第16条（消費者紛争の解決）

- ①国家及び地方自治体は消費者の不満や被害が迅速・公正に処理されるように関連機構の設置など必要な措置を講じなければならない。
- ②国家は消費者と事業者の間に発生する紛争を円満に解決するために大統領令が定めるところによって消費者紛争解決基準を制定することができる。
- ③第2項の規定による消費者紛争解決基準は紛争当事者の間に紛争解決方法に関し別途の意思表示がない場合に限って紛争解決のための合意または勧告の基準になる。

第17条（試験・検査施設の設置など）

- ①国家及び地方自治体は物品等の規格・品質及び安全性などに関して試験・検査または調査を実施することができる機構・施設を整備しなければならない。
- ②国家・地方自治体または消費者・消費者団体は必要と認められる場合、または消費者の要請がある場合には第1項の規定によって設置された試験・検査機関や第33条の規定による韓国消費者院に試験・検査または調査を依頼して試験などを実施することができる。
- ③国家及び地方自治体は第2項の規定によって試験などを実施した場合にはその結果を開示して消費者の権益のために必要な措置を取らなければならない。
- ④国家及び地方自治体は消費者団体が物品等の規格・品質または安全性などに関して試験・検査を実施する施設を整備するために支援することができる。
- ⑤国家及び地方自治体は第8条、第10条ないし第13条または第15条の規定によって基準を決める場合、あるいは消費者の権益と係わる施策を樹立するために必要な場合には韓国消費者院、国公立の試験・検査機関など大統領令が定める機関に調査・研究を依頼することができる。

第2節 事業者の責務など

第18条（消費者権益の増進施策に対する協力など）

- ①事業者は国家及び地方自治体の消費者権益の増進施策に積極的に協力しなければならない。
- ②事業者は消費者団体及び韓国消費者院の消費者権益の増進に係わる業務の推進に必要な資料及び情報提供の要請に積極的に協力しなければならない。
- ③事業者は安全で快適な消費生活環境を創造するために、物品等を提供する際に環境調和的な技術の開発と資源のリサイクルのために努力しなければならない。

第19条（事業者の責務）

- ①事業者は物品等によって消費者に生命・身体または財産に対する危害が発生しないように必要な措置を講じなければならない。
- ②事業者は物品等の供給において消費者の合理的な選択や利益を侵害する恐れがある取引条件や取引方法を使用してはならない。
- ③事業者は消費者に物品等に対する情報を誠実かつ正確に提供しなければならない。
- ④事業者は消費者の個人情報紛失・盗難・漏出・変造または毀損されることのないようにその個人情報を誠実に扱わなければならない。
- ⑤事業者は物品等の欠陥による消費者の不満や被害を解決あるいは補償しなければならない。また、債務不履行などによる消費者の損害を賠償しなければならない。

第20条（消費者の権益増進関連基準の遵守）

- ①事業者は第8条第1項の規定によって国家が定めた基準に違反する物品等を製造・輸入・販売、あるいは提供してはならない。
- ②事業者は第10条の規定によって国家が定めた表示基準に違反してはならない。

- ③事業者は第11条の規定によって国家が定めた広告基準に違反してはならない。
- ④事業者は第12条第2項の規定によって国家が指定・告示した行為をしてはならない。
- ⑤事業者は第15条第2項の規定によって国家が定めた個人情報の保護基準に違反してはならない。

第4章 消費者政策の推進体系

第1節 消費者政策の樹立

第21条（基本計画の樹立など）

- ①公正取引委員会は第23条の規定による消費者政策委員会の審議・議決を経て消費者政策に関する基本計画(以下 "基本計画"という)を3年ごとに樹立しなければならない。
- ②基本計画には以下の事項が含まなければならない。
 - 1.消費者政策に係わる経済・社会環境の変化
 - 2.消費者政策の基本方向
 - 3.以下の内容が含まれた消費者政策の目標
 - イ 消費者安全の強化
 - ロ 消費者と事業者の間の取引の公正化及び適正化
 - ハ 消費者教育及び情報提供の促進
 - ニ 消費者被害の円滑な救済
 - ホ 国際消費者問題に対する対応
 - ヘ その他、消費者の権益に係わる主な事項
 - 4.消費者政策の推進に係わる財源の調達方法
 - 5.子どもの危害防止のための年令別安全基準の作成
 - 6.その他、消費者政策の樹立と推進に必要な事項
- ③公正取引委員会は第23条の規定による消費者政策委員会の審議・議決を経て基本計画を変更することができる。
- ④基本計画の樹立・変更手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第22条（施行計画の樹立など）

- ①関係中央行政機関の長は基本計画によって毎年10月31日まで所管業務に関して次の年度の消費者政策に関する施行計画(以下 "中央行政機関別施行計画"という)を樹立しなければならない。
- ②特別市長・広域市長または道知事(以下 "市・道知事"という)は基本計画と中央行政機関別施行計画によって毎年11月30日までに消費者政策に関する次年度の市・道別施行計画(以下 "市・道別施行計画"という)を樹立しなければならない。
- ③公正取引委員会は毎年12月31日までに中央行政機関別施行計画及び市・道別施行計画を調整して第23条の規定による消費者政策委員会の審議・議決を経て総合的な施行計画(以下 "総合施行計画"という)を樹立しなければならない。
- ④関係中央行政機関の長及び市・道知事は総合施行計画が実際に推進されるように毎年、必要費用に対する予算編成など必要な財政措置を講じなければならない。
- ⑤総合施行計画の樹立及びその執行実績の評価などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第2節 消費者政策委員会

第23条（消費者政策委員会の設置）

消費者の権益増進及び消費生活の向上に関する基本的な政策を審議・議決するために公正取引委員会に消費者政策委員会(以下 "政策委員会"という)を置く。

第 24 条（政策委員会の構成）

- ①政策委員会は委員長 2 人を含んだ 25 人以内の委員で構成する。
- ②委員長は公正取引委員会委員長と消費者問題に関して学識と経験が豊かな者の中から大統領が委嘱する者とする。
- ③委員は関係中央行政機関の長及び第 38 条の規定による韓国消費者院の院長(以下 "院長" という)と以下のいずれかにあたる者の中から公正取引委員会委員長が委嘱する者とする。
 - 1.消費者問題に関する学識と経験が豊かな者
 - 2.第 29 条の規定によって登録した消費者団体(以下 "登録消費者団体"と言う) 及び大統領令が定める経済団体が推薦する消費者代表及び経済界代表
- ④第 2 項の規定による委嘱委員長及び第 3 項の規定による委嘱委員の任期は 3 年とする。
- ⑤政策委員会に幹事 1 人を置く。幹事は公正取引委員会の所属公務員の中から公正取引委員会委員長が任命する。

第 25 条（政策委員会の機能など）

- ①政策委員会は以下の事項を審議・議決する。
 - 1.基本計画及び総合施行計画
 - 2.消費者政策の総合的推進に関する事項
 - 3.消費者政策の評価及び制度改善に関する事項
 - 4.その他、委員長が消費者の権益増進及び消費生活の向上のために討議に付する事項
- ②政策委員会は業務を効率的に遂行するために政策委員会に実務委員会と分野別専門委員会を置くことができる。
- ③この法律に規定した事項以外に政策委員会、実務委員会及び専門委員会の組織と運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 26 条（意見の聴取など）

- ①政策委員会は第 25 条第 1 項各号の事項を審議するために必要な場合には消費者問題に関して専門知識がある者、消費者または関係事業者の意見を聞くことができる。
- ②公正取引委員会は消費者権益増進、政策委員会の運営などのために必要な場合、中央行政機関の長及び地方自治体の長など関係行政機関に意見の提示及び資料提出を要請することができる。

第 3 節 国際協力

第 27 条（国際協力）

- ①国家は消費者問題の国際化に対応するために国家間の相互協力の方策を策定するなど必要な対策を講じなければならない。
- ②公正取引委員会は関係中央行政機関の長と協議して国際的な消費者問題に対応するための情報の共有、国際協力窓口または協議体の構成・運営など関連施策を樹立・施行しなければならない。
- ③第 2 項の規定による関連施策の樹立などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 5 章 消費者団体

第 28 条（消費者団体の業務など）

- ①消費者団体は以下の業務を行う。
 - 1.国家及び地方自治体の消費者の権益に係わる施策に対する建議
 - 2.物品等の規格・品質・安全性・環境性に関する試験・検査及び価格などを含む取引条件や取引方法に関する調査・分析

3.消費者問題に関する調査・研究

4.消費者の教育

5.消費者の不満及び被害を処理するための相談・情報提供及び当事者の間の合意の勧告

②消費者団体は第1項2号の規定による調査・分析などの結果を公表することができる。ただし、公表される事項の中で物品等の品質・性能及び成分などに係わる試験・検査で、専門的人材と設備を要する試験・検査の場合には大統領令が定める試験・検査機関の試験・検査を通した後で公表しなければならない。

③消費者団体は第78条の規定によって資料及び情報の提供を要請したにもかかわらず、事業者または事業者団体が正当な事由なしにこれを拒否・妨害・忌避したり、偽りの情報を提供した場合には、その事業者または事業者団体の名前(商号その他の名称を含む)、拒否などの事実と事由を「新聞などの自由と機能の保障に関する法律」による一般の日刊新聞に掲載することができる。

④消費者団体は業務上知り得た情報を消費者の権益増進の目的以外に使ってはならない。

⑤消費者団体は事業者または事業者団体から提供受けた資料及び情報を消費者の権益増進の目的以外の用途で使用し、事業者または事業者団体に損害を与えた場合にはその損害に対して賠償責任を負う。

第29条（消費者団体の登録）

①以下の要件をすべて満たす消費者団体は大統領令が定めるところによって公正取引委員会または地方自治体に登録することができる。

1.第28条第1項2号及び第5号の業務を遂行すること

2.物品及び用役に対して全般的な消費者問題を扱うこと

3.大統領令が定める設備と人員を備えていること

4.「非営利民間団体支援法」第2条各号の要件をすべて満たすこと

②公正取引委員会または地方自治体の長は第1項の規定によって登録を申し込んだ消費者団体が第1項各号の要件の充足の可否を審査して登録可否を決めなければならない。

第30条（登録の取消）

①公正取引委員会または地方自治体の長は消費者団体が虚偽その他の不正な方法で第29条の規定による登録をした場合には登録を取り消さなければならない。

②公正取引委員会または地方自治体の長は登録消費者団体が第29条第1項各号の要件を満たすことができなくなった場合には3ヶ月以内に補完するように命ずることができ、また、その期間が経過しても要件を満たすことができない場合には登録を取り消すことができる。

第31条（自律的紛争調停）

①第29条の規定によって公正取引委員会に登録した消費者団体の協議体は第28条第1項5号の規定による消費者の不満及び被害を処理するために自律的に紛争の調停ができる。ただし、他の法律上の規定によって設置された専門性が要求される分野の紛争調停機構として、大統領令が定める機構が管掌する事項に対しては除く。

②第1項の規定による自律的紛争調停は当事者がこれを受諾した場合には当事者の間に自律的紛争調停の内容に等しい合意が成立されたとみなす。

③第1項本文の規定による消費者団体の協議体構成及び紛争調停の手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第32条（補助金の支給）

国家または地方自治体は登録消費者団体の健全な育成・発展のために必要と認められる場合には補助金を支給することができる。

第6章 韓国消費者院

第1節 設立など

第33条（設立）

- ①消費者權益の増進施策の効果的な推進のために韓国消費者院を設立する。
- ②韓国消費者院は法人とする。
- ③韓国消費者院は公正取引委員会の承認を得て必要な所にその支部を設置することができる。
- ④韓国消費者院はその主な事務所の所在地で設立登記をすることで成立する。

第34条（定款）

韓国消費者院の定款には以下の事項を記載しなければならない。

- 1.目的
- 2.名称
- 3.主な事務所及び支部に関する事項
- 4.役員及び職員に関する事項
- 5.理事会の運営に関する事項
- 6.第51条の規定による消費者安全センターに関する事項
- 7.第60条の規定による消費者紛争調停委員会に関する事項
- 8.業務に関する事項
- 9.財産及び会計に関する事項
- 10.公告に関する事項
- 11.定款の変更に関する事項
- 12.内部規定の制定及び改訂・廃止に関する事項

第35条（業務）

- ①韓国消費者院の業務は次の各号とする。
 - 1.消費者の權益に係わる制度と政策の研究及び建議
 - 2.消費者の權益増進のために必要な場合の物品等の規格・品質・安全性・環境性に関する試験・検査及び価格などを含む取引条件や取引方法に対する調査・分析
 - 3.消費者の權益増進・安全及び消費生活の向上のための情報の収集・提供及び国際協力
 - 4.消費者の權益増進・安全及び能力開発に係わる教育・広報及び放送事業
 - 5.消費者の不満処理及び被害救済
 - 6.消費者の權益増進及び消費生活の合理化のための総合的な調査・研究
 - 7.国家または地方自治体から消費者の權益増進に関して依頼された調査などの業務
 - 8.その他、消費者の權益増進及び安全に関する業務
- ②韓国消費者院が第1項5号の規定による業務を遂行するにあたって以下の事項はその対象から除く。
 - 1.国家または地方自治体が提供した物品等によって発生した被害救済。ただし、大統領令で定める物品等に関してはその限りではない。
 - 2.その他、他の法律の規定によって設置された専門性が要求される分野の紛争調停機関に申し出された被害救済などとして、大統領令が定める被害救済
- ③韓国消費者院は業務遂行過程で取得した事実の中で消費者の權益増進、消費者被害の拡散防止、物品等の品質向上その他、消費生活の向上のために必要と認められる事項はこれを公表しなければならない。ただし、事業者または事業者団体の営業秘密を保護する必要があると認められる場合、あるいは公益上必要だと認められる場合にはその限りではない。

第36条（試験・検査の依頼）

- ①院長は第35条第1項2号及び第5号の業務を遂行するために必要と認められる場合には、国公立の試験・検査機関に物品等に対する試験・検査を依頼することができる。
- ②第1項の規定による依頼を受けた機関は特別な事由がない限り優先してこれに応じなければならない。

第37条（類似名称の使用禁止）

この法律による韓国消費者院ではない者は、韓国消費者院又はこれと類似の韓国消費者保護院などの名称を使ってはならない。

第2節 役員及び理事会

第38条（役員及び任期）

- ①韓国消費者院に院長・副院長及び第51条の規定による消費者安全センターの所長(以下 "所長"という)各1人を含んだ10人以内の理事と監事1人を置く。
- ②院長・副院長・所長及び大統領令の定める理事は常任とし、その他の役員は非常任とする。
- ③院長は消費者問題に関して学識と経験が豊かな者の中から公正取引委員会委員長の提案で大統領が任命する。
- ④副院長及び理事は消費者問題に関して学識と経験が豊かな者の中から、所長は消費者安全に関して学識と経験が豊かな者の中から院長の提案で公正取引委員会委員長が任命する。
- ⑤監事は公正取引委員会委員長が任命する。
- ⑥役員の任期は3年とする。

第39条（役員の職務）

- ①院長は韓国消費者院を代表して韓国消費者院の業務を統括する。
- ②副院長は院長を補佐して、院長がやむを得ない事由で職務を遂行することができない場合にその職務を代行する。
- ③所長は院長の指揮を受けて、第51条第1項の規定によって設置される消費者安全センターの業務を統括し、院長・副院長及び所長ではない理事は定款が決めるところによって韓国消費者院の業務を分掌する。
- ④院長・副院長がやむを得ない事由で職務を遂行することができない場合には常任理事・非常任理事の順序で定款が決める手順によってその職務を代行する。
- ⑤監事は韓国消費者院の業務及び会計を監査する。

第40条（理事会）

- ①韓国消費者院の業務と運営に関する重要事項を審議・議決するために韓国消費者院に理事会を置く。
- ②理事会は院長・副院長・所長その他の理事で構成する。
- ③院長は理事会を召集して理事会の議長になる。
- ④監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第3節 会計・監督など

第41条（財源）

韓国消費者院の設立・施設・運営及び業務に必要な経費は以下の財源をあてる。

1. 国家及び地方自治体の出資金
2. その他、韓国消費者院の運営による収入金

第 42 条（監督）

- ①公正取引委員会は韓国消費者院(第 51 条の規定による消費者安全センターを含む。以下、同様)を指導・監督し、必要と認められる場合には韓国消費者院に対してその事業に関する指示または命令ができる。
- ②韓国消費者院は毎年、業務計画書と予算書を作成して公正取引委員会の承認を得なければならない。また、毎年、決算報告書とこれに対する監事の意見書を作成して公正取引委員会に報告しなければならない。その手続きなどに関しては大統領令で定める。
- ③公正取引委員会は必要と認められる場合には韓国消費者院に対してその業務・会計及び財産に関する事項の報告を受け、監査することができる。

第 43 条（罰則の適用での公務員擬制）

韓国消費者院の役員、第 60 条の規定による消費者紛争調停委員会の委員及び大統領令の定める職員は、「刑法」第 129 条ないし第 132 条を適用する場合にはこれを公務員とみなす。

第 44 条（準用）

韓国消費者院に関してこの法律に規定しない事項に関しては、「民法」中の財団法人に関する規定を準用する。

第 7 章 消費者の安全

第 1 節 総則

第 45 条（脆弱階層の保護）

- ①国家及び地方自治体は子ども・高齢者及び障害者など安全脆弱階層に対して優先的に保護施策を講じなければならない。
- ②事業者は子ども・高齢者及び障害者など安全脆弱階層に対して物品等を販売・広告または提供する場合にはその脆弱階層に危害が発生しないように第 19 条第 1 項の規定による措置とともに必要な予防措置を取らなければならない。

第 46 条（是正の要請など）

公正取引委員会は事業者が提供した物品等によって消費者に危害の発生が憂慮される場合には関係中央行政機関の長に以下の措置を要請することができる。

- 1.事業者が他の法令で定めた安全措置を取らない場合にはその法令の規定による措置
- 2.他の法令で安全基準や規格を定めていない場合には次の各項目の措置
 - イ 第 49 条の規定による回収・破棄などの勧告
 - ロ 第 50 条の規定による回収・破棄などの命令
 - ハ 第 86 条第 1 項 1 号の規定による過料処分
- 3.その他物品等による危害の防止対策の講究

第 2 節 消費者安全措置

第 47 条（欠陥情報の報告義務）

- ①事業者は消費者に提供した物品等に消費者の生命・身体または財産に危害を及ぼす、あるいはその恐れが生じるような製造・設計または表示などの重大な欠陥の存在事実が明らかになった場合はその欠陥の内容を所管中央行政機関の長に報告（電子的報告を含む。以下同様）しなければならない。
- ②第 1 項の規定による報告を受けた中央行政機関の長は事業者が報告した欠陥の内容に関して第 17 条の規定による試験・検査機関または韓国消費者院などに試験・検査を依頼し、試験・検査の結果、その物品等が第 49 条または第 50 条の要件にあたる場合には事業者に

各々の規定による必要な措置を取らなければならない。

③第1項の規定によって欠陥の内容を報告しなければならない事業者は次の各号に該当する者とする。

1. 物品等を製造・輸入または提供する者
2. 物品に名称・商号、その他、識別可能な記号などを付することで自らを製造者并表示した者
3. 「流通産業発展法」第2条第3号の規定による大規模店舗の中で大統領令が定める大規模店舗を設置して運営する者
4. その他、消費者の生命・身体及び財産に危害を及ぼす、あるいは及ぼす恐れがある物品等を製造・輸入・販売または提供する者として大統領令が定める者

④第1項の規定によって事業者が報告しなければならない重大な欠陥の範囲、報告時期及び報告手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第48条（物品等の自主的回収など）

事業者は消費者に提供した物品等の欠陥によって消費者の生命・身体または財産に危害を及ぼす、またはその恐れがある場合には大統領令の定めるところによって物品等の回収・破棄・修理・交換・換金、または製造・輸入・販売・提供の禁止、その他の必要な措置を取らなければならない。

第49条（回収・破棄などの勧告など）

①中央行政機関の長は事業者が提供した物品等の欠陥によって消費者の生命・身体または財産に危害を及ぼす、またはその恐れがあると認められる場合には、その事業者に対して物品等の回収・破棄・修理・交換・換金、または製造・輸入・販売・提供の禁止、その他の必要な措置を勧告することができる。

②第1項の規定による勧告を受けた事業者はその勧告の受諾可否を所管中央行政機関の長に通知しなければならない。

③事業者は第1項の規定による勧告を受諾した場合には第48条の規定による措置を取らなければならない。

④中央行政機関の長は第1項の規定による勧告を受けた事業者が正当な事由なしにその勧告に従わない場合には事業者が勧告を受けた事実を公表することができる。

⑤第1項ないし第4項の規定による勧告、勧告の受諾及び公表の手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。

第50条（回収・破棄などの命令など）

①中央行政機関の長は事業者が提供した物品等の欠陥によって消費者の生命・身体または財産に危害を及ぼす、またはその恐れがあると認められる場合には、大統領令が定める手続きによってその物品等の回収・破棄・修理・交換・換金を命ずる、あるいは製造・換金・販売または提供の禁止を命ずることができ、その物品等に係わる施設の改修その他の必要な措置を命ずることができる。ただし、消費者の生命・身体または財産に緊急かつ著しい危害を及ぼす、またはその恐れがあると認められ、その危害の発生または拡散を防止するために緊急を要すると認められる場合には、その手続きを略することができる。

②中央行政機関の長は事業者が第1項の規定による命令に従わない場合には大統領令が定めるところによって直接その物品等の回収・破棄または提供禁止など必要な措置を取ることができる。

第3節 危害情報の収集など

第51条（消費者安全センターの設置）

- ①消費者安全施策を支援するために韓国消費者院に消費者安全センターを置く。
- ②消費者安全センターに所長 1 人を置き、その組織に関する事項は定款で決める。
- ③消費者安全センターの業務は次の各号のとおりとする。
 - 1.第 52 条の規定による危害情報の収集及び処理
 - 2.消費者の安全を確保するための調査及び研究
 - 3.消費者安全に係わる教育及び広報
 - 4.危害を及ぼす物品などに対する是正建議
 - 5.消費者安全に関する国際協力
 - 6.その他の消費者安全に関する業務

第 52 条（危害情報の収集及び処理）

- ①消費者安全センターは物品等によって消費者の生命・身体または財産に危害が発生、あるいはその恐れがある事案に対する情報(以下 "危害情報" という)を収集することができる。
- ②所長は第 1 項の規定によって収集した危害情報を分析して、その結果を院長に報告しなければならない。院長は危害情報の分析結果によって必要な場合には以下の措置ができる。
 - 1.危害防止及び事故予防のための消費者安全警報の発令
 - 2.物品等の安全性に関する事実の公表
 - 3.危害を及ぼす物品等を提供する事業者に対する是正勧告
 - 4.国家または地方自治体への是正措置・制度改善建議
 - 5.その他、消費者安全を確保するために必要な措置として大統領令が定める事項
- ③第 1 項及び第 2 項の規定によって危害情報を収集・処理する者は物品等の危害性が判明し公表される前に事業者の名称・商品名・被害程度・事件経緯に関する事項を漏らしてはならない。
- ④公正取引委員会は消費者安全センターが危害情報を効率的に収集するために必要な場合には行政機関・病院・学校・消費者団体などを危害情報提供機関として指定・運営することができる。
- ⑤第 1 項及び第 2 項の規定による危害情報の収集及び処理などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第 8 章 消費者紛争の解決

第 1 節 事業者の不満処理など

第 53 条（消費者相談機構の設置・運営）

- ①事業者及び事業者団体は消費者から申し立てられた意見や不満などを企業の経営に反映して、消費者の被害を速かに処理するための機構(以下 "消費者相談機構" という)の設置・運営に積極的に努力しなければならない。
- ②事業者及び事業者団体は消費者の不満または被害の相談のために「国家技術資格法」による関連資格がある者などの専門職員を雇用・配置するように積極的に努力しなければならない。

第 54 条（消費者相談機構の設置勧奨）

- ①中央行政機関の長は事業者または事業者団体に消費者相談機構の設置・運営を勧奨し、その設置・運営に必要な支援ができる。
- ②公正取引委員会は消費者相談機構の設置・運営に関する勧奨基準を決めて告示することができる。

第2節 韓国消費者院の被害救済

第55条（被害救済の申し出など）

- ①消費者は物品等の使用による被害の救済を韓国消費者院に申し出ることができる。
- ②国家・地方自治体または消費者団体は消費者から被害救済の申し出を受けた場合には韓国消費者院にその処理を依頼することができる。
- ③事業者は消費者から被害救済の申し出を受けた場合には以下の項目の一つにあたる場合に限って韓国消費者院にその処理を依頼することができる。
 - 1.消費者から被害救済の申し出を受けた日から30が経過しても合意に至ることができない場合
 - 2.韓国消費者院に被害救済の処理を依頼することに消費者と合意した場合
 - 3.その他、韓国消費者院の被害救済の処理が必要な場合として大統領令が定める事由にあたる場合
- ④院長は第1項の規定による被害救済の申し出(第2項及び第3項の規定による被害救済の依頼を含む。以下同様)を受けた場合、その内容が韓国消費者院で処理することが適切でないと判断される場合には、申し出者にその事由を通知してその事件の処理を中止することができる。

第56条（違法事実の通報など）

院長は被害救済の申し出事案を処理する過程で当事者または関係人が法令に違反したと判断される場合には関係機関に通知して適切な措置を依頼しなければならない。

第57条（合意勧告）

院長は被害救済申し出の当事者に対して被害補償に関する合意を勧告することができる。

第58条（処理期間）

院長は第55条第1項ないし第3項の規定によって被害救済の申し出を受けた日から30日以内に第57条の規定による合意が成り立たない場合は、滞りなく第60条の規定による消費者紛争調停委員会に紛争調停を依頼しなければならない。ただし、被害の原因究明などに相当な時間が要求される被害救済申し出事案として大統領令が定めている事案に対しては60日以内の範囲で処理期間を延ばすことができる。

第59条（被害救済手続きの中止）

- ①韓国消費者院の被害救済処理手続きの途中で、裁判所に訴を申し立てた当事者はその事実を韓国消費者院に知らせなければならない。
- ②韓国消費者院は当事者の訴えの事実が明らかになった場合には滞りなく被害救済手続きを中止して、当事者にこれを通知しなければならない。

第3節 消費者紛争の調停など

第60条（消費者紛争調停委員会の設置）

- ①消費者と事業者の間に発生した紛争を調停するために韓国消費者院に消費者紛争調停委員会(以下 "調停委員会"と 言う)を置く。
- ②調停委員会は以下の事項を審議・議決する。
 - 1.消費者紛争に対する調停の決定
 - 2.調停委員会の議事に関する規則の制定及び改訂・廃止
 - 3.その他、調停委員会の委員長が討議に付する事項
- ③調停委員会の運営及び調停手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第61条（調停委員会の構成）

- ①調停委員会は委員長1人を含む50人以内の委員で構成し、委員長を含む2人は常任とし、他の委員は非常任とする。
- ②委員は以下のいずれかに該当する者の中から大統領令が定めるところによって院長の提案によって公正取引委員会委員長が任命または委嘱する。
1. 大学や公認された研究機関で准教授以上またはこれに相当する職にある、あるいはあった者で、消費者権益関連の分野を専攻する者
 2. 4級以上の公務員またはこれに相当する公共機関の職にある、あるいはあった者で消費者権益と係わる業務に実務経験がある者
 3. 判事・検事または弁護士の資格がある者
 4. 消費者団体の役員の職にある、あるいはあった者
 5. 事業者または事業者団体の役員の職にある、またはあった者
 6. その他、消費者権益に係わる業務に関する学識と経験が豊かな者
- ③委員長は常任委員の中から公正取引委員会委員長が任命する。
- ④委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができない場合には委員長ではない常任委員が委員長の職務を代行し、委員長ではない常任委員がやむを得ない事由で委員長の職務を代行することができない場合には公正取引委員会委員長の指定する委員がその職務を代行する。
- ⑤委員の任期は3年とし、再任することができる。
- ⑥調停委員会の業務を効率的に遂行するために調停委員会に分野別専門委員会を置くことができる。
- ⑦第6項の規定による専門委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第62条（委員の身分保障）

委員は資格停止以上の刑の宣告を受ける、あるいは身体上または精神上の障害で職務を遂行することができない場合を除き、その意思に反して免職されることはない。

第63条（調停委員会の会議）

- ①調停委員会の会議は委員長・常任委員及び委員長が会議ごとに指名する5人以上9人以下の委員で構成する。
- ②調停委員会の会議は第1項の規定による委員過半数の出席と、出席委員過半数の賛成により議決する。

第64条（委員の除斥・忌避・回避）

- ①調停委員会の委員が以下のいずれかにあたる場合には、第58条または第65条第1項の規定によって調停委員会に申し出られた紛争調停(以下、"事件"という)の審議・議決では除斥される。
1. 委員またはその配偶者あるいは配偶者だった者がその事件の当事者である、あるいはその事件に関して共同の権利者または義務者の関係にある場合
 2. 委員がその事件の当事者と親族の関係にある、あるいはあった場合
 3. 委員がその事件に関して証言や鑑定をした場合
 4. 委員がその事件に関して当事者の代理人として関与する、あるいは関与した場合
- ②当事者は委員に審議・議決の公正を期待し難い事由がある場合には、院長に忌避申し出ができる。この場合、院長は忌避申し出に対して調停委員会の議決を経ずに決定する。
- ③委員が第1項または第2項の事由にあたる場合には自らその事件の審議・議決で回避することができる。

第 65 条（紛争の調停）

- ①消費者と事業者の間に発生した紛争に関して第 16 条第 1 項の規定によって設置された機構で消費者紛争が解決されない場合、あるいは第 28 条第 1 項 5 号の規定による合意勧告による合意が成り立たない場合、当事者やその機構または団体の長は調停委員会に紛争調停を申し出ることができる。
- ②調停委員会は第 58 条または第 1 項の規定によって紛争調停の申し出を受けた場合には大統領令が定めるところによって滞りなく紛争調停手続きを開始しなければならない。
- ③調停委員会は第 2 項の規定による紛争調停のために必要な場合には第 61 条第 6 項の規定による専門委員会に諮問することができる。
- ④調停委員会は第 2 項の規定による紛争調停手続きに先立って利害関係人・消費者団体または関係機関の意見を聞くことができる。
- ⑤第 59 条の規定は紛争調停手続きの中止に関してこれを準用する。

第 66 条（紛争調停の期間）

- ①調停委員会は第 58 条または第 65 条第 1 項の規定によって紛争調停の申し出を受けた場合には、その申し出を受けた日から 30 日以内にその紛争調停を終えなければならない。
- ②調停委員会は第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情で 30 日以内にその紛争調停を終えることができない場合には、その期間を延ばすことができる。その場合、その事由と期限を明示して当事者及びその代理人に通知しなければならない。

第 67 条（紛争調停の効力など）

- ①調停委員会の委員長は第 66 条の規定によって紛争調停を終えたときには滞りなく当事者にその紛争調停の内容を通知しなければならない。
- ②第 1 項の規定による通知を受けた当事者はその通知を受けた日から 15 日以内に紛争調停の内容に対する受諾可否を調停委員会に通知しなければならない。15 日以内に通知がない場合には受諾したものとみなす。
- ③第 2 項の規定によって当事者が紛争調停の内容を受諾した、あるいは受諾したものとみなされる場合、調停委員会は調停調書を作成して、調停委員会の委員長及び各当事者が記名・捺印しなければならない。ただし、受諾したとみなされる場合には各当事者の記名・捺印を略することができる。
- ④第 2 項の規定によって当事者が紛争調停の内容を受諾、あるいは受諾したとみなされる場合にはその紛争調停の内容は裁判上の和解と同等の効力を持つ。

第 68 条（紛争調停の特例）

- ①第 65 条第 1 項の規定にもかかわらず、国家・地方自治体・韓国消費者院または消費者団体・事業者は消費者の被害が多数の消費者に同様に、あるいは類似する類型として発生した場合に該当し、大統領令が定める事件に対しては、調停委員会に一括的な紛争調停(以下 "集団紛争調停" という)を依頼または申し出ることができる。
- ②第 1 項の規定によって集団紛争調停を依頼された、あるいは申し出を受けた調停委員会は、調停委員会の議決によって第 3 項ないし第 7 項の規定による集団紛争調停の手続きを開始することができる。この場合、調停委員会は大統領令が定める期間中にその手続きの開始を公告しなければならない。
- ③調停委員会は集団紛争調停の当事者ではない消費者または事業者から、その紛争調停の当事者からの申し出に追加して含めることを求める申し出を受理することができる。
- ④調停委員会は調停委員会の議決として、第 1 項及び第 3 項の規定による集団紛争調停の当事者の中で共同の利益を代表することにもっとも適した 1 人または数人を代表当事者として選任することができる。

- ⑤調停委員会は、事業者が調停委員会の集団紛争調停の内容を受諾した場合には、事業者は、集団紛争調停の当事者ではない者として被害を被った消費者に対する補償計画書を作成して調停委員会に提出するように勧告することができる。
- ⑥第65条第5項の規定にもかかわらず、調停委員会は集団紛争調停の当事者である多数の消費者の中で、一部の消費者が裁判所に訴を申し立てた場合には、その手続きを中止せず、訴を申し立てた一部の消費者をその手続きから除く。
- ⑦第66条第1項の規定にもかかわらず集団紛争調停の期間は第2項の規定による公告が終わった日の翌日から起算する。
- ⑧集団紛争調停の手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第69条（「民事調停法」の準用）

調停委員会の運営及び調停手続きに関してこの法律で規定しない事項に対しては「民事調停法」を準用する。

第4節 消費者団体訴訟

第70条（団体訴訟の対象など）

以下のいずれかにあたる団体は、事業者が第20条の規定に違反して消費者の生命・身体または財産に対する権益を直接的に侵害し、その侵害が続く場合は裁判所に消費者権益侵害行為の禁止・中止を求める訴訟（以下「団体訴訟」という）を申し立てることができる。

1. 第29条の規定によって公正取引委員会に登録した消費者団体として次の要件をすべて満たす団体
 - イ 定款によって常時的に消費者の権益増進を主な目的にする団体であること
 - ロ 団体の正会員の数が1千人以上であること
 - ハ 第29条の規定による登録後3年を経過したこと
2. 「商工会議所法」による大韓商工会議所、「中小企業協同組合法」による中小企業協同組合中央会及び全国単位の経済団体として大統領令が定める団体
3. 「非営利民間団体支援法」第2条の規定による非営利民間団体として次の要件をすべて満たす団体
 - イ 法律上または事実上等しい侵害を受けた50人以上の消費者から団体訴訟の申し立て要請を受けること
 - ロ 定款に消費者の権益増進を団体の目的に明示した後、最近3年以上そのための活動実績があること
 - ハ 団体の常時構成員の数が5千人以上になること
 - ニ 中央行政機関に登録されていること

第71条（専属管轄）

- ①団体訴訟の訴は被告の主な事務所または営業所が存在する場所、主な事務所や営業所がない場合には主な業務担当者の住所がある場所の地方裁判所の本院合議部の管轄に属する。
- ②第1項の規定を外国事業者に適用する場合、大韓民国にあるこれらの主な事務所・営業所または業務担当者の住所によって決める。

第72条（訴訟代理人の選任）

団体訴訟の原告は弁護士を訴訟代理人に選任しなければならない。

第73条（訴訟許可の申し出）

- ①団体訴訟を申し立てる団体は訴状とともに以下の事項を記載した訴訟許可申し出書を裁判所に提出しなければならない。

- 1.原告及びその訴訟代理人
 - 2.被告
 - 3.禁止・中止を求める事業者の消費者権益侵害行為の範囲
- ②第1項の規定による訴訟許可申し出書には以下の資料を添付しなければならない。
- 1.提訴の団体が第70条各号のいずれかにあたる要件を満たしていることを証明する資料
 - 2.提訴の団体が第74条第1項3号の規定によって要請した書面及びこれに対する事業者の意見書。ただし、同号で決める期間内に事業者の回答がない場合には事業者の意見書を略することができる。

第74条（訴訟許可の要件など）

- ①裁判所は以下の要件をすべて満たす場合に限り団体訴訟を許可する。
- 1.物品等の使用によって消費者の生命・身体または財産に被害が発生する、あるいはその恐れがあるなど多数消費者の権益保護及び被害予防のための公益上の必要性があること
 - 2.第73条の規定による訴訟許可申し出書の記載事項に欠缺がないこと
 - 3.提訴の団体が事業者の消費者権益侵害行為を禁止・中止することを書面で要請した後14日が経過したこと
- ②団体訴訟を許可あるいは不許可とする決定に対しては即時抗告することができる。

第75条（確定判決の効力）

原告の請求を棄却する判決が確定された場合、これと等しい事案に関しては第70条の規定による他の団体は団体訴訟を申し立てることができない。ただし、以下のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

- 1.判決が確定された後、その事案に関連して国家または地方自治体が設立した機関によって新しい研究結果や証拠が明らかとなった場合
- 2.棄却の判決が原告の故意によることが明かされた場合

第76条（「民事訴訟法」の適用など）

- ①団体訴訟に関してこの法律に特別な規定がない場合には「民事訴訟法」を適用する。
- ②第74条の規定による団体訴訟の許可決定がある場合には「民事執行法」第4編の規定による保全処分ができる。
- ③団体訴訟の手続きに関して必要な事項は最高裁判所規則で決める。

第9章 調査手続きなど

第77条（検査と資料提出など）

- ①中央行政機関の長は以下のいずれかに該当する場合には大統領令が定めるところによって所属公務員に対して事業者の物品・施設及び製造工程その他の品物を検査させ、あるいはその事業者はその業務に関する報告または関係物品・書類などの提出を命ずることができる。
- 1.第13条の規定により消費者に情報提供をするために必要な場合
 - 2.第16条第1項の規定により消費者の不満及び被害を処理するために必要な場合
 - 3.この法律の違反事実を確認するために必要な場合
- ②中央行政機関の長は物品等の安全性を疑うに足る正当な理由がある場合として大統領令の定める事由がある場合には、所属公務員に事業者の営業場所、製造場所、倉庫など保存所、事務所その他のこれと類似の場所に立ち入らせて第1項の規定による検査などができる。
- ③第1項または第2項の規定によって検査などをする公務員は、その権限を現わす書類を

持参し、これを関係人に提示しなければならない。

④この法律による職務に従事する公務員は第1項または第2項の規定による検査や提出された物品または書類などで明らかになった内容をこの法律の施行のための目的以外の用途で使用してはならない。

⑤中央行政機関の長は所管の消費者権益増進施策を推進するために必要な場合には院長に消費者被害に関する情報及び各種実態調査結果など消費者の権益と係わる情報の提供を要請することができる。

第78条（資料及び情報提供要請など）

①消費者団体及び韓国消費者院はその業務を推進する際に必要な資料及び情報の提供を事業者または事業者団体に要請することができる。この場合、その事業者または事業者団体は正当な事由がない限りこれに応じなければならない。

②第1項の規定によって資料及び情報の提供を要請する消費者団体及び韓国消費者院はその資料及び情報の使用目的・使用手続きなどをあらかじめ事業者または事業者団体に知らせなければならない。

③第1項の規定によって消費者団体が資料及び情報を要請する場合には、第79条の規定による消費者情報要請協議会の協議・調整をあらかじめ経なければならない。

④第1項の規定によって資料及び情報を要請することができる消費者団体の要件と資料及び情報の範囲などに関する事項は大統領令で定める。

⑤第1項ないし第4項の規定によって事業者または事業者団体から消費者団体に提供された資料及び情報は、あらかじめ事業者または事業者団体に知らせた使用目的以外の用途、及び使用手続き以外の方法で使ってはならない。

第79条（消費者情報要請協議会）

①第78条第1項の規定による消費者団体の資料及び情報の提供要請に係わる以下の事項を協議・調整するために韓国消費者院に消費者情報要請協議会(以下 "協議会" という)を置く。

1.消費者団体が要請する資料及び情報の範囲・使用目的・使用手続きに関する事項

2.その他大統領令が定める事項

②協議会の構成と運営その他に必要な事項は大統領令で定める。

第10章 補則

第80条（是正措置など）

①中央行政機関の長は事業者が第20条の規定に違反する行為をした場合にはその事業者にその行為の中止など是正に必要な措置を命ずることができる。

②中央行政機関の長は事業者に第1項の規定によって是正命令を受けた事実を公開するように命ずることができる。

第81条（是正措置の要請など）

①国家及び地方自治体は事業者が第20条規定の違反の可否を判断するために必要な場合には登録消費者団体または韓国消費者院に調査を依頼することができる。

②公正取引委員会は事業者が第20条の規定に違反する行為を行った事実を知った時は、その物品等を所管する中央行政機関の長に違反行為の是正に必要な適切な措置を要請することができる。

第82条（聴聞）

中央行政機関の長は第30条・第50条または第80条の規定による命令などの措置をしようとする場合には聴聞を実施しなければならない。ただし、第50条第1項の但し書きの場合

にはそうではない。

第83条（権限の委任・委託など）

- ①中央行政機関の長はこの法律による権限の一部を大統領令が定めるところによって市・道知事に委任することができる。
- ②公正取引委員会は以下のいずれかにあたる場合には、第77条第1項の規定による行政機関の長の権限中の公正取引委員会の検査などの権限を韓国消費者院に委託することができる。
 - 1.第17条第2項の規定によって韓国消費者院に試験・検査または調査を依頼する場合
 - 2.第55条第1項ないし第3項の規定によって韓国消費者院に申し出または依頼された被害救済事件の処理において事実確認のために必要と認められる場合
- ③第77条第3項及び第4項の規定は第2項の規定によって公正取引委員会から第77条第1項の規定による公正取引委員会の検査などの権限を委託受けた韓国消費者院の職員としてその検査などの権限を行う職員に対してこれを準用する。

第11章 罰則

第84条（罰則）

- ①以下のいずれかにあたる者は3年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1.第50条または第80条の規定による命令を違反した者
 - 2.第77条第4項(第83条第3項の規定によって準用される場合を含む)の規定に違反して検査などで明らかになった内容をこの法律の施行のための目的以外の用途で利用した者
 - 3.第78条第5項の規定に違反して提供された資料及び情報を使用目的ではない用途、または使用手続きではない方法で使った者
- ②第52条第3項の規定を違反して危害情報に関する事項を漏らした者は1年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③第1項の場合に懲役刑と罰金刑はこれを併科することができる。

第85条（両罰規定）

法人の代表者または法人や個人の代理人、使用人その他従業員がその法人または個人の業務に関して第84条第1項または第2項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するだけでなくその法人または個人に対してもそれぞれ該当の条項の罰金刑を科する。

第86条（過料）

- ①以下のいずれかに該当する者は3千万ウォン以下の過料に処する。
 - 1.第20条の規定に違反した者
 - 2.第37条の規定に違反して同一または類似名称を使った者
 - 3.第47条第1項の規定に違反して物品等の重大な欠陥の内容を報告しないあるいは虚偽の報告をした者
 - 4.第77条第1項または第2項の規定による検査・出入を拒否・妨害・忌避した者、業務に関する報告をしないあるいは虚偽で報告した者、または関係物品・書類などを提出しないあるいは虚偽の提出をした者
- ②第1項の規定による過料は大統領令が定めるところによって中央行政機関の長または特別市長・広域市長または道知事(以下 "賦課権者" と言う)が賦課・徴収する。
- ③第1項の規定による過料の賦課基準は大統領令で定める。
- ④第2項の規定による過料処分を受け入れられない理由がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議申し立てをすることができる。

⑤第 2 項の規定による過料処分を受けた者が第 4 項の規定によって異議を提起した時には賦課権者は滞りなく管轄裁判所にその事実を知らせなければならない。また、その通報を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続き法」による過料の裁判をする。

⑥第 4 項の規定による期間以内に異議を申し立てずに過料を納めない場合には、国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。

付則 <第 7988 号、2006.9.27>

第 1 条（施行日）

この法律は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

ただし、第 70 条ないし第 76 条の改訂規定は 2008 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（消費者政策に関する基本計画及び施行計画の樹立に関する適用例）

基本計画、中央行政機関別施行計画、市・道別施行計画及び総合施行計画は、この法律が施行される年度の次の年度の計画から適用する。

第 3 条（韓国消費者院の監事の任期に関する適用例）

第 38 条第 6 項の改訂規定の中で監事の任期に関する事項はこの法律施行後最初に任命される監事から適用する。

第 4 条（韓国消費者院の決算報告書とこれに対する監事の意見書の報告に関する適用例）

第 42 条第 2 項の改訂規定はこの法律施行後最初に韓国消費者院が公正取引委員会に報告する決算報告書とこれに対する監事の意見書から適用する。

第 5 条（消費者から被害救済の申し出を受けた事業者の韓国消費者院への処理依頼に関する適用例）

第 55 条第 3 項の改訂規定はこの法律施行の後最初に事業者が消費者から被害救済の申し出を受けたときから適用する。

第 6 条（韓国消費者院が処理する被害救済申し出事件の処理期間に関する適用例）

第 58 条の但し書きの改訂規定はこの法律施行後最初に韓国消費者院が第 55 条第 1 項ないし第 3 項の改訂規定によって被害救済の申し出または依頼を受けたときから適用する。

第 7 条（消費者政策審議委員会に対する経過措置）

①「消費者保護法」第 21 条の規定によって財政経済部に置いた消費者政策審議委員会は第 23 条の改訂規定による消費者政策委員会とみなす。

②「消費者保護法」第 22 条の規定によって委嘱された消費者政策審議委員会の委員は第 24 条の改訂規定によって委嘱された消費者政策委員会の委員とみなし、その任期は以前の規定によって任命された日から起算する。

第 8 条（消費者団体の登録に関する経過措置）

「消費者保護法」第 19 条第 1 項の規定によって登録を受けた消費者団体は第 29 条第 1 項の改訂規定による要件によって登録消費者団体とみなす。ただし、第 29 条第 1 項各号の要件を満たすことができなかった消費者団体はこの法律施行日から 1 年以内にその要件を満たさなければならず、その期間内に要件を満たすことができない場合には公正取引委員会または地方自治体の長は第 30 条の改訂規定によってその登録を取り消さなければならない。

第9条（韓国消費者保護院などに関する経過措置）

- ①「消費者保護法」第26条の規定によって設立された韓国消費者保護院は第33条の改訂規定による韓国消費者院とみなす。
- ②「消費者保護法」による韓国消費者保護院・消費者紛争調停委員会・消費者情報要請委員会または韓国消費者保護院の長(以下 "韓国消費者保護院など"という。以下同様)が行なった行為または韓国消費者保護院等に対して行われた行為は、これにあたるこの法律の規定による韓国消費者院・消費者紛争調停委員会・消費者情報要請協議会または韓国消費者院の長(以下 "韓国消費者院など"という。以下同様)が行なったあるいは韓国消費者院などに対して行われたこととみなす。
- ③「消費者保護法」第31条または第35条の規定によって任命または委嘱された韓国消費者保護院の役員及び消費者紛争調停委員会の委員は、第38条または第61条の改訂規定によって任命または委嘱された韓国消費者院の役員及び消費者紛争調停委員会の委員とみなし、その任期は以前の規定によって任命または委嘱された日から起算する。
- ④「消費者保護法」第47条の規定によって国家が韓国消費者保護院に出資した出資金は第41条第1号の改訂規定による国家の出資金とみなす。
- ⑤韓国消費者保護院に関する登記簿、及びその他の公簿に表示された"韓国消費者保護院"の名義はそれぞれ"韓国消費者院"の名義とみなす。

第10条（行政処分などに関する経過措置）

「消費者保護法」によって国家・地方自治体及び中央行政機関の長など(以下 "国家等"という)が行った行政処分などまたは国家等に行われた登録申し出などはこの法律の該当の規定による行政処分または登録申し出などとみなす。

第11条（罰則などに関する経過措置）

この法律施行の前の行為に対する罰則及び過料を適用する場合には「消費者保護法」による。

第12条（他の法律の改訂）

- ①「金融監督機構の設置などに関する法律」の一部を次のように改正する。
- 第52条第2項3号中 "消費者保護法による 韓国消費者保護院"を "「消費者基本法」による韓国消費者院"とする。
- ②「農漁業・農漁村特別対策委員会の設置及び運営などに関する法律」の一部を次のように改正する。
- 第3条第4項2号のなかの "消費者保護法第2条"を "「消費者基本法」 第2条第3号"とする。
- ③「水産物品質管理法」の一部を次のように改正する。
- 第47条第1項中の "消費者保護法"を "「消費者基本法」"とする。
- ④「約款の規制に関する法律」の一部を次のように改正する。
- 第19条中の "消費者保護法"を "「消費者基本法」"、"韓国消費者保護院"を "韓国消費者院"とする。第19条の2第2項を次のようにする。
- 「消費者基本法」第29条の規定によって登録した消費者団体または同法第33条の規定によって設立された韓国消費者院(以下 "消費者団体"という)は消費者被害が頻発する取引分野の標準になる約款を作成することを公正取引委員会に要請することができる。
- ⑤「旅客自動車運輸事業法」の一部を次のように改正する。
- 第66条の3第2項4号中の "「消費者保護法」による 韓国消費者保護院 または同法第19条の規定によって登録一 消費者団体" を "「消費者基本法」による韓国消費者院または同法第29条の規定によって登録した消費者団体" にする。

- ⑥「オンライン・デジタルコンテンツ産業発展法」の一部を次のように改正する。
第 16 条中の "消費者保護法" を "「消費者基本法」" にする。
- ⑦「電子取引基本法」の一部を次のように改正する。
第 15 条第 1 項中の "消費者保護法" を "「消費者基本法」" にする。
- ⑧「地方税法」の一部を次のように改正する。
第 268 条の本文中 "「消費者保護法」による消費者被害補償基準" を "「消費者基本法」による消費者紛争解決基準" にする。
- 第 288 条第 1 項 3 号を次のようにする。
3. 「消費者基本法」による韓国消費者院
- ⑨「特別消費税法」の一部を次のように改正する。
第 20 条第 2 項 3 号の前端中の "「消費者保護法」" を "「消費者基本法」" にする。
- ⑩「表示・広告の公正化に関する法律」の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 項中の "消費者保護法第 19 条第 1 項の規定によって登録された消費者団体" を "「消費者基本法」第 29 条の規定によって登録した消費者団体" にする。
- ⑪「航空安全及び保安に関する法律」の一部を次のように改正する。
第 36 条第 1 項本文中の "消費者保護法による韓国消費者保護院(以下 "消費者保護院" という)" を "「消費者基本法」による韓国消費者院(以下 "韓国消費者院" という)" とし、同条第 3 項中の "消費者保護院" を "韓国消費者院" にする。
- ⑫「貸物自動車運輸事業法」の一部を次のように改正する。
第 8 条第 7 項及び第 13 条第 2 項中の "消費者保護法第 26 条第 1 項の規定による韓国消費者保護院または同法第 19 条第 1 項の規定によって登録した消費者団体" を "「消費者基本法」第 33 条第 1 項の規定による韓国消費者院または同法第 29 条の規定によって登録した消費者団体" にする。

第 13 条（他の法令との関係）

この法律施行時に他の法令で「消費者保護法」またはその規定を引用し、この法律の中にそれにあたる規定がある場合には、以前の規定に替えてこの法律またはこの法律の該当の条項を引用したとみなす。

付則(政府組織法) <第 8852 号、2008.2.29>

第 1 条（施行日）この法は公布した日から施行する。

ただし、・・・<省略>・・・、付則第 6 条によって改定される法律の中でこの法律の施行前に公布されていても施行日が到来しない法律を改正した部分はそれぞれ該当の法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条（他の法律の改訂）① から <38> まで省略

<39> 消費者基本法の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項・第 3 項、第 22 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 46 条、第 52 条第 4 項、第 54 条第 2 項及び第 81 条第 2 項中の "財政経済部長官" はそれぞれ "公正取引委員会" にする。

第 23 条中 "財政経済部" を "公正取引委員会" にする。

第 24 条第 2 項及び第 3 項中 "財政経済部長官" をそれぞれ "公正取引委員会委員長" にする。

第 24 条第 5 項を次のようにする。

⑤ 消費者政策委員会に幹事 1 人を置く。幹事は公正取引委員会所属公務員の中から公正取

引委員会委員長が任命する。
<40> から <760> まで省略

第7条省略